

仕 様 書

- 1 件名
北海道防衛局（５）自動車燃料油供給業務及び洗車等請負業務（単価契約）
- 2 総則
この仕様書は、北海道防衛局（５）自動車燃料油供給業務及び洗車等請負業務（単価契約）について適用する。
- 3 履行内容
北海道防衛局、帯広防衛支局及び千歳防衛事務所が業務で使用する車両に対して燃料油の供給（以下、「給油」という。）、洗車、タイヤ交換及びウォッシャー液補充を実施する。
- 4 履行場所
給油：次のアからウまでの地域における給油所（直営の給油所又は代行給油できる特約店の給油所）
洗車、タイヤ交換、ウォッシャー液補充：次のアの地域における給油所（直営の給油所又は代行給油できる特約店の給油所）
ア 北海道防衛局、帯広防衛支局及び千歳防衛事務所から半径 5 km 以内の地域
・北海道防衛局 札幌市中央区大通西 1 2 丁目
・帯広防衛支局 帯広市西 6 条南 7 丁目 3 番
・千歳防衛事務所 千歳市東雲町 3 丁目 2 番 1
イ 函館市、旭川市、釧路市、稚内市、別海町及び中標津町の地域
ウ ア及びイ以外の北海道内各地域
- 5 履行期間
契約締結日から令和 6 年 3 月 3 1 日（金）まで
- 6 品目、規格及び予定数量
別表のとおり。
- 7 契約者証の発行
5 5 枚のクレジット機能を付帯しない給油カード等を発行すること。
- 8 給油、洗車、タイヤ交換及びウォッシャー液補充の方法
作業を行うにあたっては、作業前に発注者から提示された上記 7 の給油カード等を確認し、発注指示（発注書）により行うものとし、作業を了したときは、発注者に確認を受け納品書を手交すること。
- 9 契約単価
契約単価は契約書の単価表（消費税抜）とする。
支払単価は、契約単価を基準とし、経済産業省資源エネルギー庁が公表する給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油。「エネ庁価格」という）の変動率を乗じて毎月見直すものとする。
各月の支払単価は、入札日におけるエネ庁単価を支払月におけるエネ庁単価の加重平均価格で除して算出した変動率を契約単価に乗じて算出した額に消費税を加えた額とする。
- 10 その他
 - (1) 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
 - (2) 受注者は、本業務の履行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

給油に係る契約単価について

毎月の支払単価の計算については以下の例により行う。

- 1 入札日における経済産業省資源エネルギー庁が公表する給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）のレギュラーガソリン（北海道局）の価格が 120.0円 の場合
- 2 経済産業省資源エネルギー庁が公表する給油所小売価格調査は原則として毎週水曜日に改定される。

【例】

- ・ 7/ 1（水）～7/ 5（日）（5日間）の資源エネルギー庁公表価格 127.3円
- ・ 7/ 6（月）～7/12（日）（7日間）の資源エネルギー庁公表価格 127.2円
- ・ 7/13（月）～7/19（日）（7日間）の資源エネルギー庁公表価格 127.8円
- ・ 7/20（月）～7/26（日）（7日間）の資源エネルギー庁公表価格 129.9円

- 3 仮に資源エネルギー庁公表価格が上記のとおりであった場合、7月期の加重平均価格は次のとおりである。

$$\frac{(127.3円 \times 5日) + (127.2円 \times 7日) + (127.8円 \times 7日) + (129.9円 \times 7日)}{26日} = 128.10円$$

小数点第2位を切捨て = 128.1円

- 4 入札日を基準とした7月までの価格変動率は次のとおりとなる。

$$128.1円 \div 120.0円 = 1.0675 \rightarrow \underline{1.067} \text{（小数点第4位を切捨て）}$$

- 5 契約単価が110.0円であれば、7月期（8月請求分）の単価は次のとおりである。

$$110.0円 \times 1.067 = 117.37円 \rightarrow \underline{117.3円} \text{（小数点第2位を切捨て）}$$

- 6 よって、7月期（8月請求分）は、7/1～31の間の給油数量に上記5の単価を乗じた額に消費税額を加えた額を支払う。

- 7 なお、上記のとおり契約単価は毎月自動的に見直されることから、単価改定のための変更契約は行わない。

規格及び予定数量

品 目	規 格	単 位	予 定 数 量	備 考
ガソリン	レギュラーガソリン JIS K 2202 2号	リットル	18,017	
(地域別参考 内訳)	ア 道央地区	リットル	8,936	空知、石狩、後志、胆振、 日高管内
	札幌市内		7,445	
	千歳防衛事務所から5 km 以内		1,329	
	それ以外		162	
	イ 道東地区	リットル	8,123	オホーツク、十勝、釧路、 根室管内
帯広防衛支局から5 km 以内	3,401			
別海町及び中標津町	2,591			
それ以外	2,131			
ウ 道北地区	リットル	751	上川、留萌、宗谷管内	
エ 道南地区	リットル	207	渡島、檜山管内	
軽 油	軽 油 JIS K 2204 JIS規格に適合し、かつ、供給時に適正に使用できるもの。	リットル	917	
(地域別参考 内訳)	ア 道央地区	リットル	170	空知、石狩、後志、胆振、 日高管内
	札幌市内		130	
	それ以外		40	
	イ 道東地区	リットル	648	オホーツク、十勝、釧路、 根室管内
	別海町及び中標津町		431	
それ以外	217			
ウ 道北地区	リットル	81	上川、留萌、宗谷管内	
エ 道南地区	リットル	18	渡島、檜山管内	
洗 車	機械ワックス洗車	回	123	
(地域別参考 内訳)	ア道央地区	回	77	
	札幌市内(北海道防衛局)	回	70	
	千歳市内(千歳防衛事務所)	回	7	
	イ道東地区	回	46	
	帯広市内(帯広防衛支局)	回	46	
	ウ道北地区	回	0	
エ道南地区	回	0		
タイヤ交換	—	本	96	
ウオッシャー液	補充時の季節に合わせ適正に使用できるもの	リットル	96	

※ 予定数量は年間見込みであり保証するものではない。